



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定の認定の申請（自然保護課） 1
- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課） 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（海岸防災課） 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定・3件（海岸防災課） 2

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 5

告 示

沖縄県告示第53号

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第21条第1項の規定により、次のとおり保全利用協定の認定の申請があった。

なお、認定の申請があった保全利用協定を平成31年2月12日から同月26日までの間、沖縄県環境部自然保護課及び国頭村役場企画商工観光課において縦覧に供する。

平成31年2月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保全利用協定の名称 伊部岳地区保全利用協定
- 2 協定区域 伊部岳登山道オキナワウラジロガシルート
- 3 保全利用協定の対象となる環境保全型自然体験活動の種類 トレッキング
- 4 保全利用協定に参加する者の名称 やんばるエコツーリズム研究所
- 5 その他 この告示に係る保全利用協定に関し、自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内に知事に意見書を提出することができる。

沖縄県告示第54号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、吉富地区県営土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成31年2月13日から同年3月12日まで
- 3 縦覧に供する場所 南城市役所
- 4 その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第55号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

平成31年 2月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 沖縄市比屋根地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	大字	地番	標柱番号
沖縄市	比屋根四丁目	995番	1
沖縄市	比屋根四丁目	999番	2
沖縄市	比屋根四丁目	993番 2	3
沖縄市	比屋根四丁目	1149番	4
沖縄市	比屋根四丁目	1135番	5
沖縄市	比屋根四丁目	1152番	6
沖縄市	比屋根四丁目	1152番	7
沖縄市	比屋根四丁目	1153番	8
沖縄市	比屋根四丁目	1154番	9
沖縄市	比屋根四丁目	1213番	10
沖縄市	比屋根四丁目	1213番	11
沖縄市	比屋根四丁目	1213番	12
沖縄市	比屋根四丁目	1006番	13
沖縄市	比屋根四丁目	1008番	14
沖縄市	比屋根四丁目	1003番	15
沖縄市	比屋根四丁目	998番 9	16

沖縄県告示第56号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成31年 2月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
旭川(1)	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
旭川(2)	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

旭川(3)	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
旭川(4)	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
旭川(5)	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
旭川(6)	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
旭川(7)	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
旭川(8)－1	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
旭川(8)－2	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
旭川(9)	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
旭川(10)	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
旭川(11)	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
旭川福地(1)－1	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
旭川福地(1)－2	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
旭川福地(2)	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
旭川福地(3)	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
旭川福地(4)	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
旭川福地(5)	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
旭川福地(6)	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
旭川福地(7)	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安和志川(1)	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安和志川(2)	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安和志川(3)	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
旭川209－A13－16－1	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

旭川209-A13-16-3	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
旭川209-A13-16-4	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
旭川209-A13-16-5	名護市字旭川の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第57号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成31年2月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
東江前	伊江村字東江前の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び伊江村役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第58号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成31年2月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
渡嘉敷(1)	渡嘉敷村字渡嘉敷の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
渡嘉敷(2)	渡嘉敷村字渡嘉敷の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
渡嘉敷(3)	渡嘉敷村字渡嘉敷の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
渡嘉敷(4)	渡嘉敷村字渡嘉敷の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
阿波連	渡嘉敷村字阿波連の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
渡嘉敷353-A38-04	渡嘉敷村字渡嘉敷の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
渡嘉敷353-A38-06	渡嘉敷村字渡嘉敷の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び渡嘉敷村役場において縦覧に供する。)

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成31年 2月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年12月 7 日
(2) 商号名 新城建設
(3) 代表者名 新城要
(4) 所在地 沖縄市諸見里一丁目35番 6 号202
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第11648号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年11月16日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年12月14日
(2) 商号名 足場屋・豊平興業
(3) 代表者名 豊平洋司
(4) 所在地 石垣市字新川2423番地17
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第12407号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年11月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成30年12月27日
(2) 商号名 東栄製作所
(3) 代表者名 荷川取良夫
(4) 所在地 宮古島市下地字川満1273番地 5
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第12449号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年11月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成30年12月27日
(2) 商号名 プラスワン
(3) 代表者名 幸原忠
(4) 所在地 宜野湾市赤道二丁目16番20号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第13078号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年12月 5 日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成30年12月28日
(2) 商号名 日本総合整美株式会社
(3) 代表者名 古川喜美男
(4) 所在地 那覇市若狭 2 丁目 3 番21号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-29）第12167号、沖縄県知事 許可（般-29）第12167号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年11月15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成30年12月28日
(2) 商号名 有限会社正光機械
(3) 代表者名 伊敷勇治

- (4) 所在地 宜野湾市野嵩三丁目21番6号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第6293号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成30年11月22日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成30年12月28日
- (2) 商号名 株式会社外間重機
 - (3) 代表者名 外間和汪
 - (4) 所在地 豊見城市字高安73番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第12495号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成30年11月22日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成30年12月28日
- (2) 商号名 新崎建装株式会社
 - (3) 代表者名 新崎健介
 - (4) 所在地 豊見城市字翁長648番地コーポうりずん101
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第12934号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成30年11月22日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成30年12月28日
- (2) 商号名 有限会社池田電建
 - (3) 代表者名 池田真里
 - (4) 所在地 今帰仁村字仲宗根106番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第3841号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成30年11月27日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成30年12月28日
- (2) 商号名 トキエ翔福防水装美
 - (3) 代表者名 崎山英新
 - (4) 所在地 名護市字為又94番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12435号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成30年12月13日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--